

に届け出なければならない。これ
を変更しようとするととも同様と
する。

2 運輸大臣は、前項の倉庫寄託約
款が寄託者又は倉庫証券の所持人
の正当な利益を害するおそれがあ
ると認めるときは、当該倉庫業者
に対し、期限を定めてその倉庫寄
託約款を変更すべきことを命ずる
ことができる。

(料金等の掲示)

第九条 倉庫業者は、料金及び倉庫
寄託約款を営業所その他の事業所
において利用者に見やすいように
掲示しておかなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第十条 倉庫業者は、特定の利用者
に対して不当な差別的取扱いをして
はならない。

(倉庫の位置等の変更)

第十一條 倉庫業者は、第四条第一
項第一号又は第二号に掲げる事項
を変更しようとするときは、運輸
大臣の認可を受けなければならない
こと。

二 当該業務を適確に遂行するに
必要な経験又は能力を有すること。
一 当該業務を適確に遂行するに
必要な経験又は能力を有すること。
二 当該業務を適確に遂行するに
足る資力信用を有すること。

3 運輸大臣は、第一項の許可を受
けようとする者が次の各号の一に
該当するときは、その許可をして
はならない。

一 第一項の許可の取消を受け、
その取消の日から二年を経過し
ない者であるとき。

2 第五条第四号の規定は、前項
認可について準用する。

(倉庫の構造及び設備)

第十二条 倉庫業者は、営業に使用
する倉庫をその構造及び設備が第
五条第四号の基準に適合するよう
に維持しなければならない。

といふ。(は)倉庫証券を発行する
場合においては、寄託者のために
当該受寄物を火災保険に付さなけ
ればならない。ただし、受託者が
反対の意思を表示した場合は、運
輸省令で定める場合は、この限り
でない。

2 運輸大臣は、前項の許可を受けた
倉庫業者でなければ、発行してはな
れない。

2 運輸大臣は、前項の許可をして
よどむときは、次の基準によ
つてしなければならない。

(倉庫証券の発行)

第十三条 倉庫証券は、運輸大臣の
許可を受けた倉庫業者でなければ
は、発行してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をして
よどむときは、次の基準によ
つてしなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の適用除外)

第十五条 倉庫業者が他の倉庫業者
とする集荷に因する事項を内容と
する協定、契約又は共同行為(以
下「協定等」という。)については、
私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律(昭和二十二年法
律第五十四号)の規定を適用しな
い。ただし、不公平な取引方法を
用いる場合は、この限りでない。

(協定等の届出)

第十六条 倉庫業者は、前項に規定
する協定等をしようとするときは、
は、あらかじめ運輸大臣に届け出
なければならない。これを変更し
ようとするときも同様とする。

(営業の譲渡及び譲受並びに法人
の合併)

第十七条 倉庫業者(発券倉庫業者
を除く。)が当該倉庫業の全部又
は、一部を譲渡したときは、譲受人
は、倉庫業者の地位を承継する。

(営業の停止及び許可の取消)

第十八条 発券倉庫業者たる法人の合併の
場合(発券倉庫業者たる法人と発
券倉庫業者たる法人が合併して
場合を除く。)において、当該合併
について運輸大臣の認可を受けた
ときは、合併後存続する法人又は
合併により設立された法人は、発
券倉庫業者の地位を承継する。

第十九条 倉庫業者が死亡したとき
は、その相続人は、被相続人たる
倉庫業者の地位を承継する。この
場合において、相続人は、その旨
を被相続人の死亡を知った日から

は、合併後存続する法人又は合併
により設立された法人は、倉庫業
者の地位を承継する。

3 前二項の規定により倉庫業者の
地位を承継した者は、その承継の
日から三十日以内に、その旨を運
輸大臣に届け出なければならない
こと。

2 発券倉庫業者が当該倉庫
業の全部又は一部を譲渡する場合
において、譲渡人及び譲受人が譲
渡及び譲受について運輸大臣の認
可を受けたときは、譲受人は、発
券倉庫業者の地位を承継する。

(営業の廃止)

第二十条 倉庫業者は、その営業を
廃止したときは、その日から三十
日以内に、その旨を運輸大臣に届
け出なければならない。

3 第十三条规定及び第三項の規
定は、前項の認可について準用す
る。

(営業の停止及び許可の取消)

第二十一条 運輸大臣は、倉庫業者
が次の各号の一に該当するとき
は、三月以内において期間を定め
て営業の停止を命じ、又は第三条
の許可を取り消すことができる。

2 この法律、この法律に基く処
分又は許可若しくは認可に附し
た条件に違反したとき。

(相続)

二 第五条第一号又は第三号に該
当することとなつたとき。

3 営業に關し不正な行為をした
とき。

三十日以内に運輸大臣に届け出
なければならない。

2 被相続人が発券倉庫業者である
場合においては、前項の相続人が
被相続人の死亡後六十日以内にそ
の相続について運輸大臣の認可を
申請しなければ、その期間の経過
後は、第十三条第一項の許可は、
その効力を失う。認可の申請に対
し認可しない旨の処分があつた場
合において、その旨の通知を受け
た日以後についても同様とする。

3 第十三条规定及び第三項の規
定は、前項の認可について準用す
る。

(営業の停止及び許可の取消)

第二十二条 運輸大臣は、倉庫業者
が次の各号の一に該当するとき
は、三月以内において期間を定め
て営業の停止を命じ、又は第三条
の許可を取り消すことができる。

2 この法律、この法律に基く処
分又は許可若しくは認可に附し
た条件に違反したとき。

(相続)

二 第五条第一号又は第三号に該
当することとなつたとき。

3 営業に關し不正な行為をした
とき。

(倉庫証券の発行の停止及び許可の取消)

第二十二条 運輸大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、三月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

第二十三条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものでなければならない。

(聴聞)

第二十四条 運輸大臣は、第六条第一項、第八条第二項、第十二条第一項、第二十一条又は第二十二条の規定による処分をしようとするときは、当該倉庫業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該倉庫業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(訴願)

第二十五条 この法律の規定により行政官庁のした処分に不服のある者は、五万円以下の罰金に處す。

者は、訴願をすることができる。

(権限の委任)

第二十六条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、海運局長又は陸運局長に行わせることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に倉庫業者の営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第二十八条 第二条の規定に違反して倉庫業を営んだ者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項、第八条第二項

又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十三条第一項の許可を受けないで倉庫証券を発行した者

三 第二十二条の規定による營業の停止の処分又は第二十二条の

規定による倉庫証券の発行の停

止の処分に違反した者

四 第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

五 第六条第一項の規定による届出をしないで寄託の引受をした者

六 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

七 第八条第一項の規定による届出をしないで寄託の引受をした者

八 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

九 第六条第一項の規定による届出をしないで寄託の引受をした者

十 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十一 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十二 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十三 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十四 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十五 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十六 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十七 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十八 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

十九 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

二十 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

二十一 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

二十二 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

二十三 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

二十四 第六条第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

第三十二条 次の各号の一に該当する者は三万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定による掲示せず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十六条の規定による届出をしないで第十五条に規定する協定等をした者

三 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際に現に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用に関する規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めた基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法の規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めた基準」とあるものとみなす。

二 第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第二十二条の規定による營業の停止の処分又は第二十二条の規定による倉庫証券の発行の停止の処分に違反した者

四 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第三十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第三十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第三十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第四十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第四十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第四十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第四十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 第四十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第四十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 条の規定は、適用しない。

2 前項の規定による届出をした者は、倉庫業者とみなす。

3 前項の規定により倉庫業者とみなされた者については、第十一

4 第二十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

5 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

6 第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

7 第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

8 第二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

9 第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

10 第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

11 第二十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

12 第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

13 第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

14 第三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

15 第三十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

16 第三十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

17 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

18 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

19 第三十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

20 第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

21 第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

22 第四十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

23 第四十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

24 第四十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

25 第四十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

26 第四十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

27 第四十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

28 第四十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

29 第四十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

30 第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

31 第五十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

32 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

33 第五十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

34 第五十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

35 第五十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

36 第五十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

37 第五十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

38 第五十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

39 第五十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

40 第五十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

41 第六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

42 第六十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

43 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

44 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

45 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

46 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

47 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

48 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

49 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

50 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

51 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

52 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

53 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

54 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

55 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

56 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

57 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

58 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

59 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

60 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

61 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

62 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

63 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

64 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

65 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

66 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

67 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

68 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

69 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

70 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

71 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

72 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

73 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

74 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

75 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

76 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

77 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

78 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

79 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

80 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

81 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

82 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

83 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

84 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

85 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

86 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

87 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

88 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

89 第六十ニ条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

90 第六十ニ条の規定による届出をせず、

ております。以上が本案の要旨であります。

本法律案は、去る三月一日に提出され、翌二日に本会議において質疑を行なった後、同日内閣委員会に付託され、同五日に政府より提案理由の説明を聽取し、四月四日から同二十六日まで、鳩山内閣総理大臣、船田防衛庁長官、一萬田大蔵大臣、重光外務大臣等との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。

そのおもなるもの二、三について申し上げますと、およそ次の通りであります。

まず、政治優先の原則を貫くために、國防会議は独自の判断を下す情報、資料が必要となるのであるが、法案においては防衛庁の意見に従う結果になるのではないか、さらに、政治優先の機能を有すべき國防会議事務局が十五名程度の専任職員及び微弱な権能では、事務上防衛庁の意見に従う結果となり、政治優先の原則は必ずしも現在の防衛庁の機構はすべて政治優先の建前で組織されており、國防会議は常に政治優先の原則に基いて運営するつもりであるので、決して過去のような軍閥の生ずる懸念はないと言ふことは、防衛費が民生費に優先して決定される結果になるのであります。各関係機関、特に総理府調査室の資料

等を利用しておられるように、防衛庁だけの一方的資料に偏するものではない旨の答弁がなされ、また、國防会議事務局の専任職員は十五名であるが、そのほかに各省からの兼務職員をもつて充実することにしているので、國防会議は防衛庁だけの意見に従う結果になるよう心配は毛頭ない旨の答弁がなされたのであります。

現在の内閣総理大臣の強大な権能を抑制し、その独断専行を阻止すること、並びに、政府の交代による防衛政策の急激な変更を来たさないために、去る第二十二回国会における法案には、民間議員を國防会議の構成員に含めていたのであるが、今回の法案において民間議員を排除した理由及びその欠陥をいかにして補つていくつもりであるかとの質疑に対しても、いわゆる民間議員を除いた理由は、去る第二十二回国会において衆議院が民間議員削除の修正をなされたので、その院議を尊重したものであり、また、法案の第六条の規定を活用し、民間人を國防会議に出席させて広く意見を聴取することができるので、民間議員を除いても実質上何らの支障はない旨の答弁がなされたのであります。

この法案の持つ違憲性を指摘いたしましたのは、國民所得の「多強を防衛費に充てる予定をしておるので、この程度においては決して國民生活を圧迫することはないものと確信する旨の答弁がなされたのであります。

その他、長期防衛計画と総合経済五カ年計画との関係、防衛力増強と米駐留軍撤退並びに日米安全保障条約改訂との関係等、各般の問題にわたって質疑が行われたのですが、その詳細については何とぞ會議録によつて御承知をお願い申上げます。

四月二十六日質疑を打ち切り、同二十七日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して石橋委員が反対の意見、自由民主党を代表して横井委員が賛成の意見をそれぞれ述べられ、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) 〔石橋政嗣君登壇〕

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。石橋政嗣君。

(拍手) は、自衛力の増強については常に国力に相応する必要最小限度の自衛隊を設置することを基本としており、現在に

おいては國民所得の「多強を防衛費に行なったアメリカへの約束を果す意

思は、皮肉にも、アメリカ製オネスト・ジョンによつて爆破され、杉原前防衛庁長官を自決せしめたといふ意味において提案されたのであります。

憲法は、國民主権、基本的人権の尊重とともに、ほとんど世界にその例を見出であります。(拍手) そして、この精神は憲法全文を通じて脈々と流れています。

たしてあります。(拍手) そうして、この精神は憲法全文を通じて脈々と流れています。

海空軍、特に空軍の撤退の時期が九十九年後であることは当然であるからも、一体どうしたことでありましょ
う。(拍手)保守党政権の統く限り、米
国は、決して國防の名に値するもので
はないのであります。(拍手)もし、しい
て國防の名を冠しようといふならば、
それこそアメリカの國防と呼ばれるべ
きものであります。(拍手)

いて二十四機の供与を期待して計画を作成しておりました。ところが、年度内に入つたものはわずかに二機であつたため、あわてふためいて計画練り直しの声が最近高まつたことは、船田官の答弁でも明らかとなつた事実であります。(拍手)これはほんの一例でございますが、一ヵ年の計画すらかかる年ごとし、まして六年などという長期計画を作ることがどうして可能であります。策定は可能であるといふならば、それは、計画にあらずして、單なる目標にすぎないと言えるのであります。

を得ないのであります。（拍手）われわれは、このような自主性のない国防委員会の設置を絶対に認めません。これが本法案に反対する第二の理由であります。（拍手）

を得ないのであります。(拍手)われわれは、このような自主性のない国防会議の設置を絶対に認めません。これが本法案に反対する第二の理由であります。(拍手)

第三に、違憲性をたな上げして、さらに検討を加えるとき、われわれは本法案の不さんざから目をそむけるわけにはいかないのであります。少くとも国防会議を設置するからには、権力集中の中の排除と政治優先の大原則が根底からなければ意味をなさないと思ひます。(拍手)そして、この大原則を生み出すためには、会議の構成をどうするか、いかに強力な事務局を作るかということに慎重な配慮が示されねばならないと思ひるのであります。政府もまたこれを知つておつたればこそ、二十二特別国会においては、民間人五名以内を国防会議の議員に含める案を提出したはずであったのであります。しかるに、今回の案からは民間人が除かれている。これは一体何ということでありましたよとか。同じ鳩山内閣のもとにあって、一度は民間人を入れたり出したり、その無定見さ、信念のなさは、まるで鳩山総理の性格そのままで過ぎるのであります。(拍手)もし原案の如く、ごとく閣僚のみで国防会議を構成する

懇談会を一步も出ないことは明らかであります。総理大臣の諮問機関である国防会議の議長が、これまた総理大臣ではないほど、われわれの頭はしびりおらないのであります。(拍手)かかれてあります。人員わずかに十五名、このよろくな陣容で、お茶くみ以外の一体何ができるあります。これでは、国防会議自体において制服の説明ばかりを反論し、あるいはこれを補佐し、修正する実際の資料を作成することは不可能となり、かくては政治優先の一主義則に再び大きなひびの入ることは、火を見るよりも明らかなのであります。(拍手)

なが最後まで説得の努力をなさないでありますか。（拍手）そのため法の成立が若干おくれても、國のため別に差しつかえはないはずであります。それとも行わざる、ただ党内事情のみにめぐらし、かかる無定見の法案を出することは、全く驚き入ったこととをめざるを得ないのであります。（拍手）もし、われわれがかかる法案の通過許すならば、さきに本院において不の成立を見た教育二法、及び小選挙法と相待つて、日本のファンヨ化軍國主義化はさらに大きく前進するに、われわれが絶対に容認できないえんであります。（拍手）かつての暗黒時代の再現を阻止するために、再び祖国を滅亡に追いやるとを阻止し、國の安全と國民の生活を守るために、本法案に絶対反対を中心とするものであります。議員各位の御同を切にお願いいたしまして、私の二回討論を終ります。（拍手）○議長（益谷秀次君） 横井太郎君。

かでのもし国代 反賛張をこる ゆもで、区法をござい提頭。に案い

るにかかわらず、わが国は不幸にいたしまして戦いに敗れまして、その結果、いわゆる安保条約と行政協定によりまして、遺憾ながらアメリカの援助を受けなければならることは、国民党もしく認めることでござります。(拍手)されば、私どもは、アメリカ駐留軍の一日前も早く撤退することを念願いたすと同時に、特に強調いたしたい点は、憲法の前文にもござりまする通りに、わが国の安全と生存とを保持し、國際社会において名譽ある地位を確保せんがためには、わが国の國力と国情の許す限り、自主防衛の体制をどうしても固めなければならぬと信じるものでございます。(拍手)ゆえに、私どもは、これがために、国防の基本法であるところのこの国防会議法をすみやかに成立いたさせたいと存するものでございます。そして、あの防衛庁設置法並びに自衛隊法とともに、わが国の防衛体制の裏づけとなる法律として十分なる機能を發揮いたさせたいと存ずるものでございます。要するに、本法は、かように重要な法案でございまして、せつからく昨年本院を通過いたしまして參議院に参りましたところ、御存じの通り犠牲と相なりましたことは、(発言する者多し)返す返すも残念ごとございます。(拍手)よって、今回は、何といたしまして本法案の通過をこいねがうものでございます。

次に申し上げたい点は、本国防会議製法の制定は法規の命するところでござります。すなわち、本法の制定によりまして國防の基本方針、防衛大綱、防衛出動指揮の可否等々、きわめて重要な事項ばかりでございます。こうして、本法案は、防衛廳設置法第四十二条並びに第四十三条において当然に規定されなければならぬと明記いたされているのでござります。(拍手)すなわち、本法案の制定は、法規の命ずること、何人もこれを否定することのできない嚴然たる事実であるのであります。(拍手)それにもかかわらず、社会党はこれに反対せられるのでありますが、これこそまさに法令無視の態度であるといわなければなりません。(拍手)いやしくも、防衛廳設置法は、民主主義のルールにのって本国会を通過いたしましたところの法律であります上は、国民ひとしくこれを守らなければならぬことは理の当然でございましたて、社会党的ごとく、みずから作った法律をみずから手においてじゅうりんせんとするときは(発言する者多い)国会の自殺行為であつて、断じて許さるべきではないと存するものであります。(拍手)いわんや、社会党の諸君は、口を開けば順法々々とおっしゃるのである。順法闘争をこの国会にまで持ち込まれるほど順法精神きわめて旺盛なる方々でござります。その社会党は、

が、この法案に関する限り反対されるのは、全く矛盾撞着これよりはなはだしいものはない。（拍手）

次に、国防会議に対しまする反対論がござりますが、その反対論について考えてみたいと思います。

その第一は、軍縮問題が今や国連では時代逆行ではないかとの説についてであります。ちょうど昨年の七月でございますが、本案がこの国会で審議いたされましたときに、反対討論に立たれました社会党の代表者が申されました。今や、ジエネラルにおいては、世界の四大国の大頭が集まって、まさに世界の緊張は緩和いたさんとするところである……

〔発言する者多し〕

○議長（益谷秀次君） 静粛に願います。

○横井太郎君（続） この際に於いて國防会議は時代逆行であるとの説を唱えられたのであります。しかしながら、その後の状態はいかがございましょう。引き続いて昨年行われましたところの四国外相会議におきましては、再び形勢は逆転いたしまして、世界の緊張は緩和されるどころか、世界の冷戦は一そく深刻の度を加えて参りましたことは、諸君すでに御案内の通りでございます。それにもかかわらず、社会党が今日軍縮論をもつてこの制定を否定いたされたのは、まさにいわれな

きことであると考ふるのでございま
す。

元来、今日唱えられておる軍縮会議
なるものは、もちろん大量の軍備をし
ないで整理いたすといふことも一つで
ございましょうが、各国の力のバラン
スをとつて、その力のバランスによつ
て世界の平和を来たさんとするもので
ござります。(拍手)ごらんなさい。ア
メリカが国連安保理事会において今回
提案いたしております陸上軍は、米
ソおのおの二百五十万でござります。
これに對しまするソビエトの提案は、
米ソおのおの百五十万でござります。
百五十万といひ二百五十万といいそ
の數は違いますけれども、米対ソの関
係は力の均衡を保つことを雄弁に物
語つておるのであります。この数字に
比較いたしますならば、わが国の自衛
隊の十五万のごときものは全く弱小で
ございまして、お詫びにならぬ数字でござ
ります。しかしながら、わが國はわが
国なりの自衛隊を持つて力のバランス
をとつていこうというのがわが黨の考
えでございまして、かくてこそ、わが
國の独立は保持せられ、世界の安全と
平和に寄与するゆえんであると考ふる
のである。(拍手)かく考ふますと、わ
が国の防衛体制の強化、國防會議の設
置法のごときものは、断じて時代逆行
ではなくして、むしろ時代に沿うもの
であると考ふるのである。(拍手)

次に申し上げたいことは、憲法第九条の問題でござります。私どもの解釈をもつていたしますれば、憲法第九条は、国際紛争を解決する手段としての軍備は憲法違反でございましょう。しかしながら、いやしくも独立国である以上は、自衛のための最小限度の軍備を持つことは断じて違憲ではないのである。(拍手)これは決して私どもだけではありません。平和憲法擁護派の学者、前東大総長の南原繁氏も、かように申しておるのでござります。すなわち、同氏は、昭和二十一年の八月、時の貴族院において次のとく述べておるのであります。政治は足が地を離れてはだめだ、平和はいいけれども、人類の歴史始まって以来戦争のないといふことはないのだ、いやしくも独立国である以上は、自衛のための軍備を持つということは当然であって、それまで放棄すべき義務はないと思う、もしこれを放棄するならば、独立国の価値はないではないか、こういうふうに憲法擁護派の学者である南原さんが言つておるではないか。(拍手)

会議構成法が制定いたされたることもまた当然であるといわなければなりません。

最後に申し上げたいことは、社会党の防衛政策と国防会議の点でございまして。社会党は、現在の再軍備には反対する、従つて、当面自衛隊の拡大阻止と漸減をはかると、こう書いてあるのを記せます。やえに、この観点からか知りませんけれども、社会党は、昨年も今年も予算の編成がえをやって、年がら年じゅう、例によつて例のことく防衛費を削減いたされておることは、皆さん御記憶の通りでござります。これは一見社会党が政策に忠実であるように見えますけれども、よく考えてみると、かくのごとく大幅なる防衛費の削減といふものは、ひょきょうするに、自衛隊員や防衛産業労働者諸君の首切り以外の何ものでもないじやないか。(拍手)元来、社会党は、いかなる場合でも労働者諸君の首切りには絶対反対をいたされたのであります。この反対いたされる社会党の諸君が、みずから手によつて大量の失業者群を作らることは、まさに政策の破綻であります。(拍手)さらに一言申し上げたいと存じます。すなわち、この防衛大綱の次にはこうつておられます。終局的には世界軍縮実現後の国連警察部隊を支持する、こう書いておられます。すなわち、これを読んでみますと、現在の

自衛隊には反対だが、将来は必ずしも

そうではなまうに書いておられるの

あります。(拍手)果してしかりとす

るならば、一体、今日自衛隊をぶちこ

わしておいて、またいつのときにお

る

あります。

(拍手)

とすれば、もし不適当の言辞があ

れば、速記録を取り調べの上、適当の処

置をとることいたします。

〔「反対するのが当然か」と呼び、

その他の発言する者多し〕

〔「反対する者が当然か」と呼び、

その他の発言する者多し〕

昭和三十一年五月一日、衆議院会議録第四十四号　電源開発促進法の一部を改正する法律案

薄田	美朝君	砂田	重政君
世耕	弘一君	瀬戸山	三男君
閑谷	勝利君	田中	龍夫君
田中伊三次君	田中久雄君	田中	正巳君
田村	元君	高岡	大輔君
高木	松吉君	高橋	祺一君
高橋	等君	竹内	後吉君
竹尾	式君	竹山祐太郎君	
千葉	三郎君	塙田十一郎君	
塙原	俊郎君	辻	政信君
綱島	正興君	戸塙九一郎君	
徳安	實藏君	徳田與吉郎君	
中垣	國男君	床次	徳三君
渡海元三郎君	中川	俊思君	
中鶴	太郎君	中曾根康弘君	
中村	梅吉君	中村	寅太君
中村庸一郎君	中山	榮一君	
中山	マサ君	仲川房次郎君	
永田	亮一君	永山	忠則君
灘尾	弘吉君	夏堀源三郎君	
並木	芳雄君	南條	徳男君
二階堂	進君	丹羽	兵助君
根本龍太郎君	野田	卯一君	
野田	武夫君	野依	秀市君
馬場	元治君	樺本豊美三郎君	
早川	崇君	鳩山	一郎君
林	博君	濱野	清吾君
平塚常次郎君	原	惟義君	
廣川	弘禪君		
福井	盛太君		
平野	三郎君		

福永	一臣君	藤枝	泉介君	藤本	健司君
瀬上房太郎君		古川	丈吉君	古島	義英君
保利	茂君	坊	秀男君	星島	二郎君
本名	武君	前尾繁三郎君		前田	正男君
牧野	良三君	松浦	東介君	町村	金五君
松澤	雄藏君	松永	東君	松野	松平君
松木	俊一君	松山	義雄君	松田	鐵藏君
三木	武夫君	水田	三喜男君	三浦	一雄君
森	清君	村上	勇君	三田村	武夫君
森山	欽司君	森	栗山	宮澤	胤美君
山口	好一君	山手	國雄君	下	國雄君
山手	滿男君	山村新治郎君	八木	一郎君	國雄君
山本	猛夫君	山本	糸山	春江君	國雄君
山本	友一君	山本	勝市君	山中	貞則君
横川	重次君	山本	正一君	山本	利壽君
米田	吉盛君	横井	太郎君	吉田	重延君
青ヶ久保重光君					
飛鳥田一雄君					
淡谷	悠藏君				
否とする議員の氏名					
阿部	五郎君	青野	武一君		
赤路	友藏君	赤松	勇君		
井岡	大治君	足鹿	覺君		

井谷	正吉君	井手	以誠君
井上	良二君	井堀	繁義君
伊瀬	幸太郎君	伊瀬卯四郎君	
池田	禎治君	石田	宥全君
石橋	政嗣君	石村	英雄君
石山	權作君	稻富	棟人君
稻村	隆二君	大西	正道君
今村	等君	受田	新吉君
小川	豊明君	岡	良一君
大矢	省三君	加藤	清二君
加賀田	進君	春日	一幸君
風見	竜君	片山	哲君
片島	港君	上林	與市郎君
勝間田	清一君	神田	大作君
神近	市子君	河上	丈太郎君
川俣	清音君	木原	津與志君
河野	正君	北山	愛郎君
菊地	養之輔君	栗原	俊夫君
久保田	鶴松君	佐竹	新市君
小平	忠君	小牧	次生君
小松	幹君	五島	虎雄君
河野	密君	佐竹	木更三郎君
佐々木	良作君	坂本	泰良君
佐竹	晴記君	志村	茂治君
櫻井	奎夫君	杉山	元治郎君
島上	善五郎君	鈴木	義男君
鈴木	茂三郎君	田中	國中織之進君
田中	幾三郎君	田中	利勝君
田中	武夫君	田原	春次君
田中	愈男君	高津	廣文君
田中	正道君	滝井	義高君

竹谷源太郎君	辻原 弘市君	戸叶 里子君
堂森 芳天君	中居美太郎君	中村 高一君
中村 時雄君	成田 知巳君	中村 英男君
西村 繁一君	西尾 末廣君	中村 敦一君
西村 力弥君	西村 敦一君	野原 覚君
芳賀 貢君	長谷川 保君	原 彪君
原 茂君	平岡忠次郎君	原 幸足
日野 吉夫君	福田 昌子君	細田 清君
平田 ヒデ君	古屋 貞雄君	正木 清君
穂積 七郎君	松井 政吉君	松前 重義君
細田 純吉君	細田 前田榮之助君	松平 忠久君
正木 清君	前田榮之助君	松尾トシ子君
松岡 駒吉君	松井 政吉君	松平 忠久君
三鍋 義三君	松岡 駒吉君	水谷長三郎君
森 岛 守人君	松本 七郎君	門司 亮君
八百板 正君	森 三樹二君	森 三樹二君
八木 昇君	森本 靖君	森 岛 守人君
柳田 秀一君	八木 一男君	八百板 正君
山口丈太郎君	安平 麗一君	八木 昇君
山下 繁二君	山口シヅエ君	柳田 秀一君
山花 秀雄君	山崎 始男君	山口丈太郎君
横山 重吉君	山崎 始男君	山下 繁二君
和田 博雄君	横路 節雄君	山花 秀雄君
利秋君	吉田 賢一君	横山 重吉君
渡邊 惣藏君	吉田 賢一君	和田 博雄君

石野 久男君 小山 勝君 志賀 義雄君 中原 健次君

日程第二 電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第三、電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員会理事小笠公韶君。

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同条第一項中「又は道路に開して國又は」を「若しくは道路に開して國若しくは」に、「委託する」を「委託し、又は電源開発等を行ら者から、当該電源開発等の委託を受ける」に改め、同条第二項中「委託する場合における公共事業の施行のため必要な」を「委託し、又は委託を受ける場合における」に改める。

う。の設置又は改良に関する工事であつて政令で定めるものにより著しく利益を受けるときは、その設置又は改良に関する工事の費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担すべき額は、その受けれる利益の額のそのダム等の設置又は改良に関する工事により電気事業者等について生ずる利益の総額に対する割合に応じ、当事者間の協議により定められる。但し、その受けれる利益の額を限度とする。

3 前項に規定するもののはか、第一項の規定による負担に関する必要な事項は、当事者間の協議により定める。

4 第一項の政令は、総合的に発電水力の有効利用を図る必要があると認められる河川又は湖沼におけるダム等の設置又は改良に関する工事であつて、そのダム等の設置又は改良のほか、当該河川又は湖沼に設置され又は設置されるべき他の発電施設の効用の増加を目的とするものについて定めるものとする。

第十三条第二項及び第十五条第五項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第十八条第一項第一号中「一人を二人に以内に」とするものについて定めるものとする。

○小笠公語君
〔小笠公語君登壇〕
この法律は、ただいま議題となりました電源開発促進法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、電源開発促進法は、電源の開発をすみやかに遂行し、電気の供給を確保し、もってわが国産業の

第二十二条及び第二十三条第二項から第四項までの規定中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。
第二十七条の見出し中「外貨」を削り、同条中「会社の」の下に「発行する社債に係る債務及び」を加える。
第二十九条から第三十三条まで及び第三十五条第一項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。
第三十五条の次に次の一条を加える。

(大蔵大臣に対する協議)

第三十五条の二 通商産業大臣は、

第十五条第五項、第二十三条第二項、第三十条、第三十二条、第三十二条(定款の変更の決議に係るもの)を除く)又は第三十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

この法律は、ただいま議題となりました電源開発促進法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、三月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日政府委員より提案理由の説明を聽取し、自來九日間にわたり慎重審議を重ねたのであります。

目次中「第五節 特殊受払」を「第五節 払出の簡易取扱」に改める。

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正す

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を改正する法律案を改める。

第十八条规定中「第五節 特殊受払」を「第五節 払出の簡易取扱」に改める。

第十八条规定中「一人を二人に以内に」とするものについて定めるものとする。

第二十二条及び第二十三条第二項から第四項までの規定中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

振興及び発展に寄与せしめる目的のため昭和二十七年制定公布されまして以来、逐年電源開発は進捗を見ているのあります。が、本法実施の経験にからんがままして、その運用を一そく円滑ならしめるため、若干の改正が必要となつたのであります。

次に、本法案の要点について申し上げます。第一点は、電気事業者が行なう電源開発によつて増加利益を受ける他の電気事業者は、その受けた利益の限度において、当該開発工事費用の一部を負担しなければならないこととし、この費用の負担方法は当事者間の協議によってきめることとしたのであります。第二点は、現行法において、国または公共団体が電源開発を行なう者に対し、公共事業の施行を委託することができるよう規定されておりますが、このほか、電源開発を行なう者は、国または地方公共団体に対して、当該電源開発等の施行を委託することができることとしたのであります。第三点は、電源開発株式会社の発行する社債については、政府がこれを保証することができることとしたのであります。

以上をもつて報告を終ります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第二十九条から第三十三条まで及び第三十五条第一項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第三十五条の二 通商産業大臣は、

第十五条第五項、第二十三条第二項、第三十条、第三十二条、第三十二条(定款の変更の決議に係るもの)を除く)又は第三十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議君より、本法律案に賛成の意見を開陳せられました。次いで、採決に付しました。引き続き、四月二十七日討論に移ります。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○長谷川四郎君 日程第四は延期され

んことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第四は延期するに決しました。

○議長(益谷秀次君) 領事は会議録に記入せられました。次第第あります。

○議長(益谷秀次君) 続いて、自由民主党並びに日本社会

党を代表して鹿野彦吉君より本法律案に對する附帯決議案が発議され、これまた全会一致をもつて可決されたのであります。その内容については会議録を御参照願います。

○議長(益谷秀次君) 日程第五、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第五、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を求めてあります。議長の報告を求

めます。通信委員会理事森本靖君。

以上をもつて報告を終ります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第六 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 日程第七 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 日程第八 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する
 法律案(内閣提出)

○議長(森谷秀次郎) 日程第六、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、日程第七、性病予防法等の一部を改正する法律案、日程第八、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木秀世君。

(身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。
 第十九条の二第一項中「病院若しくは診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第一条 生活保護法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。
 第十九条の二第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

(第四十九条中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。)

第三十四条第一項及び第三十六条第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。
 (未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第四条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六百六十一号)の一部を次のように改訂する。
 第二十条第一項中「厚生大臣の指定する医療機関」を「厚生大臣の指定する病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改訂する。
 第十八条ノ十九第二項中「医師又は診療所」を「病院若しくは診療所」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第一条 生活保護法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。
 第十九条の二第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

(第四十九条中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。)

2. この法律による改正前の生活保
 護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。
 「報告書は会議録追録に掲載」
 性病予防法等の一部を改正する法律案に対する修正案
 法律案に対する修正正

(性病予防法の一部改正)

第一条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改訂する。
 第十九条中「二分の一」の下に「(保健所にあわせて設置された診療所に要する費用については、三分の一)」を加える。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第二条 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百九号)の一部を次のように改訂する。
 第三条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

第六 住宅を補修するのに必要な資金(以下「住宅補修資金」といふ。)

2. この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
 (施行期日)
 附 則

1. この法律は、公布の日から施行する。
 2. この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。
 「報告書は会議録追録に掲載」
 性病予防法等の一部を改正する法律案に対する修正案
 法律案に対する修正正

(性病予防法の一部改正)

第一条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改訂する。
 第十九条中「二分の一」の下に「(保健所にあわせて設置された診療所に要する費用については、三分の一)」を加える。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第二条 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百九号)の一部を次のように改訂する。
 第三条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

第六 住宅を補修するのに必要な資金(以下「住宅補修資金」といふ。)

2. この法律の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利子の計算について、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。
 第十条の三 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障

号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
 六 住宅補修資金の貸付は、一回につき三万円以内
 「住宅補修資金については五年以内」を加える。
 第五条第一項中「二年以内」の下に「内」を加える。
 第十条の次に次の二条を加える。
 (償還金の支払猶予)

第十条の二 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、当該償還金の支払を猶予することができる。ただし、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合において、その借主が支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

2. 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利子の計算について、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。
 第十条の三 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障

害を受けたため 貸付金を償還す
ることができなくなつたと認めら
れるときは、都道府県児童福祉審
議会の意見を聞き、かつ、議会の
議決を経て、当該貸付金の償還未
済額の全部又は一部の償還を免除
することができる。ただし、保証
人又は当該貸付金の貸付を受けた
者と連帯して償還の債務を負担し
た、若しくは負担する借主がある
場合におけるその借主が、償還す
ることができると認められるときは、
その償還することができると
認められる額については、この限
りでない。

その要旨は、現在、身体障害者補助法、生活保護法、未帰還者・留守家族等扶助法及び結核予防法に基く医療に関する給付の担当機関は病院及び診療所に限定されておりますが、本年四月一日より医薬分業の実施に伴い、薬局において薬剤を交付する場合を考えられますので、今回、これらの法律の医療に関する機関として、厚生大臣または都道府県知事が薬局を指定できることとするなど、並びに、これと連絡して、国民健康保険法の規定による国民健康保険運営協議会の委員を薬剤師を代表する者からも委嘱できるよう、国民健康保険法の規定を改正いたそうとするものであります。

本法案は、去る三月十二日本委員会に付託せられ、四月十九日厚生大臣より提案理由の説明を聽取した後、質疑が行われたのであります。同二十八日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して植村武一委員、日本社会党を代表して山口シヅエ委員より、それぞれ賛成の意見が述べられ、討論を終了したのであります。次いで採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもつて可決すべきものと議決いたした次第でございました。

次に、性病予防法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

性病予防法は第二回国会において制定されたのであります。昭和二十九

年第十五回国会において制定せられた補助金等の臨時特例等に関する法律によつて、同年度以降、性病診療所費に對する国庫負担率は二分の一から四分の一に低減されて参つたのであります。今回、性病予防行政の円滑なる運営をはかるため、この特例措置を廃止しようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本改正案の要旨は、第一に、性病診療所費の国庫負担率を四分の一から二分の一に引き戻したことであり、第二は、保健所に併設された性病診療所の国庫負担率については、保健所の経常費に対すると同じく、三分の一としたことであります。

本案は、三月十二日本委員会に付託せられ、四月十九日厚生大臣より提案理由の説明を聽取した後、數回にわたり熱心なる審議が行われたのであります。が、同二十八日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党亘四郎君より各派共同提案による修正案が提出せられました。その要旨は、施行期日の四月一日を公布の日に改め、四月一日から適用することとしたことであります。

次いで、修正案並びに修正部分を除く原案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して植村武一君、日本社会党を代表して山口シヅエ君より、それぞれ賛成意見が述べられましたのであります。

次して検討に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案は全会一致可決すべきものと議決いたしました次第であります。

続いて、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年四月本法施行以來、現在までに総額約二十七億円が母子家庭や父母のない児童に対して貸し付けられ、わが国の母子福祉対策に多大の寄与をしておるのであります。が、今回さらにその福祉増進の強化をはかるため所要の改正を行おうとするのが、政府の本法律案提案の理由であります。

その要旨の第一は、貸付の種類に新たに住宅修繕資金を加えたことであり、第二は、高等学校における修学資金の額を、現行の月額七百円以内から月額千円以内に引き上げたことであり、第三は、貸付金の貸付を受けた者が災害、疾病等により償還金を支払うことが著しく困難になつた場合の支払い猶予の制度、及び、貸付金の貸付を受けた者が死亡し、または精神、身体上の著しい障害を受けたため貸付金を償還することができるなくなった場合の償還の减免の制度を設けたことであります。

本法案は、三月十二日本委員会に付託せられ、四月十九日厚生大臣より提案理由の説明を聽取した後、審議に入り、数回にわたり熱心なる質疑が行われたのでありますが、同二十八日質疑

党山口シヅエ君外十一名提案にかかる次の修正案が提出せられ、山口委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、母子福祉資金の財源について、国は都道府県が特別会計に繰り入れる金額と同額を負担することなどつて、二倍の額を負担することとするものであります。本修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を求めましたところ、内閣を代表して山下厚生政務次官より、昭和三十一年度予算が成立した現在、適当と認めがたい旨の発言があり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して植村委員より、修正案に反対、政府原案に賛成の意見が述べられた後、次の附帯決議が提出されました。朗読いたします。

大蔵國務大臣不信任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

佐々木社会労働委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

山本内閣委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

(浅沼稻次郎君外四名提出)

前尾外務委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

(浅沼稻次郎君外四名提出)

村松農林水産委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

高橋法務委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

三浦予算委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

神田商工委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

松山運輸委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

德安建設委員長解任決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)

文教委員長佐藤觀次郎君解任決議案 (岸信介君外十七名提出)

地方行政委員長大矢省三君解任決議案 (岸信介君外十七名提出)

大蔵委員長松原喜之次君解任決議案 (岸信介君外十七名提出)

決算委員長上林與市郎君解任決議案 (岸信介君外十七名提出)

通信委員長松前重義君解任決議案 (岸信介君外十七名提出)

一、今二日委員長から提出した議案は

次の通りである。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部

を改正する法律案 (法務委員長提出)

員提出案を參議院に送付した。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部

を改正する法律案 (法務委員長提

出)

一、今二日予備審査のため次の本院議

員提出案を參議院に送付した。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部

を改正する法律案 (法務委員長提

出)